

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	定型的な業務を行う職務	628	16.4%
２級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	547	14.2%
３級	１ 企画主査の職務 ２ 主査級に属する職の職務	789	20.6%
４級	１ 課長補佐級に属する職の職務 ２ 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 ３ 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	480	12.5%
５級	１ 出先機関の課長の職務 ２ 課長補佐の職務 ３ 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務	939	24.5%
６級	１ 本庁の課長の職務 ２ 課長級に属する職の職務 ３ 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	324	8.4%
７級	１ 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務 ２ 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	43	1.1%
８級	１ 本庁の部の副部長の職務 ２ 次長級に属する職の職務	66	1.7%
９級	１ 本庁の部長の職務 ２ 部長級に属する職の職務	22	0.6%
	合計	3,838	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

警察職給料表（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	巡査の職務	215	12.1%
２級	相当な知識または経験を必要とする業務を行う職務	270	15.3%
３級	１ 主任級に属する職の職務 ２ 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	344	19.4%
４級	１ 係長級に属する職の職務 ２ 困難な業務を処理する主任級に属する職の職務	451	25.5%
５級	１ 課長補佐級に属する職の職務 ２ 困難な業務を処理する係長級に属する職の職務	310	17.5%
６級	１ 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務 ２ 技能指導官の職務	114	6.4%
７級	１ 課長級に属する職の職務 ２ 警視をもつて充てる職の職務	39	2.2%
８級	１ 参事官級に属する職の職務 ２ 相当困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	17	1.0%
９級	部長級に属する職の職務	11	0.6%
	合計	1,771	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

教育職給料表（一）（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	１ 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭または実習助手の職務 ２ 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手または寄宿舍指導員の職務	274	12.1%
２級	１ 高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 ２ 困難な業務を処理する実習助手または寄宿舍指導員の職務	1,915	84.3%
３級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務	46	2.0%
４級	高等学校または特別支援学校の校長の職務	37	1.6%
	合計	2,272	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

教育職給料表（二）（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		（人）	（％）
１級	中学校または小学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務	277	5.7%
２級	中学校または小学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	4,087	84.4%
３級	中学校または小学校の副校長または教頭の職務	241	5.0%
４級	中学校または小学校の校長の職務	236	4.9%
	合計	4,841	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

研究職給料表（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	相当の知識または経験を必要とする研究を行う職務	0	0.0%
２級	相当高度の知識または経験を必要とする研究を行う職務	82	27.2%
３級	１ 試験研究機関の課長の職務 ２ 課長補佐級に属する職の職務 ３ 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務	174	57.8%
４級	１ 試験研究機関の長の職務 ２ 課長級に属する職の職務 ３ 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う課長補佐級に属する職の職務	40	13.3%
５級	１ 規模の大きい試験研究機関の長の職務 ２ 広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う課長級に属する職の職務	5	1.7%
	合計	301	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（一）（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	医療業務または公衆衛生業務を行う職務	8	4.8%
２級	1 副医長の職務 2 健康福祉センターの課長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	24	14.4%
３級	1 病院のセンター長の職務 2 主任医長の職務 3 健康福祉センターの医幹の職務 4 医長の職務 5 高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	69	41.3%
４級	1 病院の院長の職務 2 病院の副院長の職務 3 こども療育センターの所長の職務 4 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	66	39.5%
	合計	167	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（二）（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	15	4.7%
２級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	58	18.4%
３級	１ 企画主査の職務 ２ 主査級に属する職の職務 ３ 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な業務を行う職務	48	15.2%
４級	１ 困難な業務を処理する企画主査の職務 ２ 困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	38	12.1%
５級	１ 出先機関の課長の職務 ２ 病院の次長の職務 ３ 課長補佐級に属する職の職務 ４ 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 ５ 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	137	43.5%
６級	１ 課長級に属する職の職務 ２ 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務 ３ 困難な業務を処理する病院の次長の職務	16	5.1%
７級	１ 病院の薬剤部長の職務 ２ 家畜保健衛生所の長の職務 ３ 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	3	1.0%
	合計	315	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（三）（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	１ 准看護師の職務 ２ 看護師見習の職務 ３ 保健師、助産師または看護師の職務（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員が行う職務に限る。）	0	0.0%
２級	１ 保健師、助産師または看護師の職務 ２ 困難な業務を行う准看護師の職務	273	32.0%
３級	１ 企画主査の職務 ２ 主査級に属する職の職務 ３ 困難な業務を行う保健師、助産師または看護師の職務 ４ 特に困難な業務を行う准看護師の職務	164	19.2%
４級	１ 課長補佐級に属する職の職務 ２ 困難な業務を行う企画主査の職務 ３ 困難な業務を行う主査級に属する職の職務	73	8.5%
５級	１ 看護師長の職務 ２ 健康福祉センターの課長の職務 ３ 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務 ４ 特に困難な業務を行う企画主査の職務	332	38.9%
６級	１ 課長級に属する職の職務 ２ 困難な業務を処理する看護師長の職務 ３ 困難な業務を処理する健康福祉センターの課長の職務	11	1.3%
７級	１ 病院の看護部長の職務 ２ 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	1	0.1%
合計		854	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

福祉職給料表（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
１級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	8	32.0%
２級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務 3 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な専門的業務を行う職務	5	20.0%
３級	1 困難な業務を処理する企画主査の職務 2 困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	4	16.0%
４級	1 出先機関の課長の職務 2 課長補佐級に属する職の職務 3 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 4 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	8	32.0%
５級	1 課長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	0	0.0%
６級	困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	0	0.0%
合計		25	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

技能労務職給料表（全体）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1 級	イ 自動車運転手、電話交換手、汽かん士、船舶技術員、調理師、タイピストおよび情報処理技術員の職務 ロ 管財技術員、医事技術員、織物技術員および土木管理技術員の職務 ハ 守衛の職務 ニ 窯業手、農手、牧手、船舶乗組員、飼育手、造園手、河川手、監視員、給食員および動物管理員の職務 ホ 庁務員の職務	79	74.5%
2 級	イ 相当の技能または経験を必要とする自動車運転手、電話交換手、汽かん士、船舶技術員、調理師、タイピストおよび情報処理技術員の職務 ロ 相当の技能または経験を必要とする管財技術員、医事技術員、織物技術員および土木管理技術員の職務 ハ 相当の経験を必要とする守衛の職務 ニ 相当の経験に基づき比較的困難な業務を行う窯業手、農手、牧手、船舶乗組員、飼育手、造園手、河川手、監視員、給食員および動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき比較的困難な業務を行う庁務員の職務	0	0.0%
3 級	イ 高度の技能または経験を必要とする自動車運転手、電話交換手、汽かん士、船舶技術員、調理師、タイピストおよび情報処理技術員の職務 ロ 高度の技能または経験を必要とする管財技術員、医事技術員、織物技術員および土木管理技術員の職務 ハ 相当の経験に基づき困難な業務を行う守衛の職務 ニ 相当の経験に基づき困難な業務を行う窯業手、農手、牧手、船舶乗組員、飼育手、造園手、河川手、監視員、給食員および動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき困難な業務を行う庁務員の職務	27	25.5%
	合計	106	

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	460	16.1%	主事	460	898	31.4%	主事級
				計	460			
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	438	15.3%	主査 主事	35 403			
				計	438			
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務	570	19.9%	企画主査 主査	341 229	570	19.9%	主査級
				計	570			
4 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 3 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	346	12.1%	主任 企画主査 主査	289 55 2	1,010	35.3%	課長補佐級
				計	346			
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務	664	23.2%	課長補佐 出先機関次長 出先機関課長 総括主任 主任	54 13 129 77 391			
				計	664			
6 級	1 本庁の課長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	266	9.3%	危機管理幹 本庁課長 参事 出先機関所長 出先機関次長 出先機関部長 出先機関課長	1 45 127 25 37 19 12	303	10.6%	課長級
				計	266			
7 級	1 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	37	1.3%	本庁課長 出先機関所長 出先機関次長 出先機関部長 出先機関課長	25 4 2 3 3			
				計	37			
8 級	1 本庁の部の副部長の職務 2 次長級に属する職の職務	61	2.1%	副部長 事務局長 事務局次長 出先機関所長 出先機関次長	40 2 1 15 3	61	2.1%	次長級
				計	61			
9 級	1 本庁の部長の職務 2 部長級に属する職の職務	21	0.7%	本庁部長 首都圏統括監 会計管理者 理事 局長 事務局長 危機管理監 出先機関所長	8 1 1 2 3 2 1 3	21	0.7%	部長級
				計	21			
合計		2,863	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

研究職給料表（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	相当の知識または経験を必要とする 研究を行う職務	0	0.0%					主事級
				計				
2 級	相当高度の知識または経験を必要と する研究を行う職務	66	26.9%	研究員 主査 主事 学芸員	5 1 49 11	66	26.9%	主事級・主査級
				計	66			
3 級	1 試験研究機関の課長の職務 2 課長補佐級に属する職の職務 3 高度の知識経験に基づき困難 な研究を行う職務	145	58.9%	主任研究員 主任 研究員 企画主査 主査	69 14 49 1 12	145	58.9%	課長補佐級
				計	145			
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 特に高度の知識経験に基づき 相当の範囲にわたる研究の調 整、指導等を行う課長補佐級に 属する職の職務	30	12.2%	出先機関所長 出先機関部長 出先機関次長 出先機関室長 総括研究員 主任研究員	7 8 6 1 7 1	30	12.2%	課長級
				計	30			
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の 長の職務 2 広範囲にわたる研究の統括、 調整等を行う課長級に属する職 の職務	5	2.0%	出先機関所長 出先機関部長	3 2	5	2.0%	課長級・次長級
				計	5			
合計		246	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（一）（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	医療業務または公衆衛生業務を行う職務	８	４.８%	主事	８	８	４.８%	主事級
				計	８			
２級	１ 副医長の職務 ２ 健康福祉センターの課長の職務 ３ 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	２４	１４.４%	副医長	２４	２４	１４.４%	副医長級
				計	２４			
３級	１ 病院のセンター長の職務 ２ 主任医長の職務 ３ 健康福祉センターの医幹の職務 ４ 医長の職務 ５ 高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	６９	４１.３%	健康福祉センター医幹	４	６９	４１.３%	医長級
				出先機関課長	１			
				主任	１			
				主任医長	１			
				医長	６２			
				計	６９			
４級	１ 病院の院長の職務 ２ 病院の副院長の職務 ３ こども療育センターの所長の職務 ４ 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	６６	３９.５%	本庁部長	１	６６	３９.５%	課長級・次長級・部長級
				県立病院長	１			
				県立病院副院長	２			
				県立病院室長	１			
				こども療育センター所長	１			
				センター長	５			
				出先機関所長	２			
				出先機関課長	１			
				主任医長	３８			
				医長	１４			
				計	６６			
合計		１６７	１００.０%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（二）（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	4	1.3%	主事	4	62	20.4%	主事級
				計	4			
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	58	19.1%	主査 主事	3 55	62	20.4%	主事級
				計	58			
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務 3 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な業務を行う職務	48	15.9%	企画主査 主査 主事	7 27 14	86	28.4%	主事級・主査級
				計	48			
4 級	1 困難な業務を処理する企画主査の職務 2 困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	38	12.5%	主任 企画主査 主査	1 31 6	86	28.4%	主査級
				計	38			
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 病院の次長の職務 3 課長補佐級に属する職の職務 4 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 5 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	136	44.9%	出先機関次長 出先機関課長 主任 企画主査	6 12 68 50	136	44.9%	主査級・課長補佐級
				計	136			
6 級	1 課長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務 3 困難な業務を処理する病院の次長の職務	16	5.3%	出先機関所長 出先機関次長 出先機関課長 出先機関室長	2 7 3 4	19	6.3%	課長級
				計	16			
7 級	1 病院の薬剤部長の職務 2 家畜保健衛生所の長の職務 3 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	3	1.0%	出先機関所長 出先機関部長 県立病院薬剤部長	1 1 1	19	6.3%	課長級
				計	3			
合計		303	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（三）（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 准看護師の職務 2 看護師見習の職務 3 保健師、助産師または看護師 の職務(地方公務員法第２８条 の５第１項に規定する短時間勤 務の職を占める職員が行う職務 に限る。)					273	32.0%	主事級
				計				
2 級	1 保健師、助産師または看護師 の職務 2 困難な業務を行う准看護師の 職務	273	32.0%	主査 主事	13 260	273	32.0%	主事級
				計	273			
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務 3 困難な業務を行う保健師、助 産師または看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護 師の職務	163	19.1%	企画主査 主査 主事	1 90 72	163	19.1%	主事級・主査級
				計	163			
4 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 困難な業務を行う企画主査の 職務 3 困難な業務を行う主査級に属 する職の職務	73	8.6%	主任 企画主査 主査	26 1 46	73	8.6%	主査級・課長補佐級
				計	73			
5 級	1 看護師長の職務 2 健康福祉センターの課長の職 務 3 困難な業務を処理する課長補 佐級に属する職の職務 4 特に困難な業務を行う企画主 査の職務	331	38.8%	看護師長 出先機関課長 主任 企画主査 主査	25 6 197 3 100	331	38.8%	主査級・課長補佐級
				計	331			
6 級	1 課長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する看護師 長の職務 3 困難な業務を処理する健康福 祉センターの課長の職務	11	1.4%	出先機関部長 出先機関次長 看護師長	1 6 4	12	1.5%	課長級
				計	11			
7 級	1 病院の看護部長の職務 2 困難な業務を処理する課長級 に属する職の職務	1	0.1%	県立病院看護部長	1	1	0.1%	
				計	1			
合計		852	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

福祉職給料表（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	８	32.0%	主事	８	８	32.0%	主事級
				計	８			
２級	１ 企画主査の職務 ２ 主査級に属する職の職務 ３ 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な専門的業務を行う職務	５	20.0%	企画主査 主査 主事	2 2 1	５	20.0%	主事級・主査級
				計	5			
３級	１ 困難な業務を処理する企画主査の職務 ２ 困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	４	16.0%	企画主査	４	４	16.0%	主査級
				計	4			
４級	１ 出先機関の課長の職務 ２ 課長補佐級に属する職の職務 ３ 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 ４ 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	８	32.0%	出先機関課長 主任	1 7	８	32.0%	課長補佐級
				計	8			
５級	１ 課長級に属する職の職務 ２ 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	０	0.0%					課長級
６級	困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	０	0.0%					
合計		25	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

技能労務職給料表（知事部局（公営企業会計、議会、各種委員会を含む））

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	イ 自動車運転手、電話交換手、 汽かん士、船舶技術員、調理 師、タイピストおよび情報処理 技術員の職務 ロ 管財技術員、医事技術員、織 物技術員および土木管理技術員 の職務 ハ 守衛の職務 ニ 窯業手、農手、牧手、船舶乗 組員、飼育手、造園手、河川 手、監視員、給食員および動物 管理員の職務 ホ 庁務員の職務							
				計	0			
2 級	イ 相当の技能または経験を必要 とする自動車運転手、電話交換 手、汽かん士、船舶技術員、調 理師、タイピストおよび情報処 理技術員の職務 ロ 相当の技能または経験を必要 とする管財技術員、医事技術 員、織物技術員および土木管理 技術員の職務 ハ 相当の経験を必要とする守衛 の職務 ニ 相当の経験に基づき比較的困 難な業務を行う窯業手、農手、 牧手、船舶乗組員、飼育手、造 園手、河川手、監視員、給食員 および動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき比較的困 難な業務を行う庁務員の職務					4	100%	主事級
				計	0			
3 級	イ 高度の技能または経験を必要 とする自動車運転手、電話交換 手、汽かん士、船舶技術員、調 理師、タイピストおよび情報処 理技術員の職務 ロ 高度の技能または経験を必要 とする管財技術員、医事技術 員、織物技術員および土木管理 技術員の職務 ハ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う守衛の職務 ニ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う窯業手、農手、牧手、 船舶乗組員、飼育手、造園手、 河川手、監視員、給食員および 動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う庁務員の職務	4	100.0%	主事	4			
				計	4			
合計		4	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	111	16.8%	主事 司書	110 1	169	25.6%	主事級
				計	111			
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	58	8.8%	主査 主事 司書	11 44 3			
				計	58			
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務	140	21.2%	企画主査 主査	21 119	140	21.2%	主査級
				計	140			
4 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 3 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	90	13.6%	主任 企画主査 主査	59 18 13	304	46.0%	課長補佐級
				計	90			
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務	214	32.4%	課長補佐 出先機関次長 出先機関課長 事務長 総括主任 主任	5 4 11 31 1 162			
				計	214			
6 級	1 本庁の課長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	38	5.7%	本庁課長 参事 出先機関所長 出先機関次長 出先機関部長 事務長	3 15 6 5 4 5	43	6.4%	課長級
				計	38			
7 級	1 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	5	0.7%	本庁課長 出先機関所長	3 2			
				計	5			
8 級	1 本庁の部の副部長の職務 2 次長級に属する職の職務	4	0.6%	副部長 出先機関所長	1 3	4	0.6%	次長級
				計	4			
9 級	1 本庁の部長の職務 2 部長級に属する職の職務	1	0.2%	学校教育監	1	1	0.2%	部長級
				計	1			
合計		661	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

教育職給料表（一）（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	１ 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭または実習助手の職務 ２ 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手または寄宿舎指導員の職務	274	12.1%	実習助手	46	274	12.1%	講師級
				寄宿舎指導員	41			
				養護助教諭	8			
				講師	179			
				計	274			
２級	１ 高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 ２ 困難な業務を処理する実習助手または寄宿舎指導員の職務	1,915	84.3%	教諭	1,715	1,915	84.3%	教諭級
				栄養教諭	9			
				養護教諭	35			
				実習助手	102			
				寄宿舎指導員	53			
				講師	1			
				計	1,915			
３級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務	46	2.0%	教頭	46	46	2.0%	教頭級
				計	46			
４級	高等学校または特別支援学校の校長の職務	37	1.6%	校長	37	37	1.6%	校長級
				計	37			
	合計	2,272	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

教育職給料表(二)（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	中学校または小学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務	277	5. 7%	養護助教諭 講師	44 233	277	5. 7%	講師級
				計	277			
2 級	中学校または小学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	4, 087	84. 4%	教諭 栄養教諭 養護教諭 講師	3, 805 51 230 1	4, 087	84. 4%	教諭級
				計	4, 087			
3 級	中学校または小学校の副校長または教頭の職務	241	5. 0%	教頭	241	241	5. 0%	教頭級
				計	241			
4 級	中学校または小学校の校長の職務	236	4. 9%	校長	236	236	4. 9%	校長級
				計	236			
	合計	4, 841	100. 0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

研究職給料表（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	相当の知識または経験を必要とする研究を行う職務	0	0.0%					主事級
				計				
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする研究を行う職務	6	19.3%	文化財調査員 学芸員	5 1	6	19.3%	主事級・主査級
				計	6			
3 級	1 試験研究機関の課長の職務 2 課長補佐級に属する職の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務	18	58.1%	主任 主査	16 2	18	58.1%	課長補佐級
				計	18			
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う課長補佐級に属する職の職務	7	22.6%	主任 出先機関所長 出先機関次長	3 1 3	7	22.6%	課長級
				計	7			
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う課長級に属する職の職務	0	0.0%					課長級・次長級
				計				
合計		31	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（二）（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	11	91.7%	主事	11	11	91.7%	主事級
				計	11			
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%			11	91.7%	主事級
				計				
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務 3 相当高度の知識経験に基づき比較的困難な業務を行う職務	0	0.0%					主査級
				計				
4 級	1 困難な業務を処理する企画主査の職務 2 困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	0	0.0%					主査級
				計				
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 病院の次長の職務 3 課長補佐級に属する職の職務 4 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 5 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	1	8.3%	主任	1	1	8.3%	課長補佐級
				計	1			
6 級	1 課長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務 3 困難な業務を処理する病院の次長の職務	0	0.0%					課長級
				計				
7 級	1 病院の薬剤部長の職務 2 家畜保健衛生所の長の職務 3 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	0	0.0%					課長級
				計				
合計		12	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

技能労務職給料表（教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	イ 自動車運転手、電話交換手、 汽かん士、船舶技術員、調理 師、タイピストおよび情報処理 技術員の職務 ロ 管財技術員、医事技術員、織 物技術員および土木管理技術員 の職務 ハ 守衛の職務 ニ 窯業手、農手、牧手、船舶乗 組員、飼育手、造園手、河川 手、監視員、給食員および動物 管理員の職務 ホ 庁務員の職務	79	77.5%	技術職員	79	102	100%	主 事 級
				計	79			
2 級	イ 相当の技能または経験を必要 とする自動車運転手、電話交換 手、汽かん士、船舶技術員、調 理師、タイピストおよび情報処 理技術員の職務 ロ 相当の技能または経験を必要 とする管財技術員、医事技術 員、織物技術員および土木管理 技術員の職務 ハ 相当の経験を必要とする守衛 の職務 ニ 相当の経験に基づき比較的困 難な業務を行う窯業手、農手、 牧手、船舶乗組員、飼育手、造 園手、河川手、監視員、給食員 および動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき比較的困 難な業務を行う庁務員の職務	0	0.0%					
				計				
3 級	イ 高度の技能または経験を必要 とする自動車運転手、電話交換 手、汽かん士、船舶技術員、調 理師、タイピストおよび情報処 理技術員の職務 ロ 高度の技能または経験を必要 とする管財技術員、医事技術 員、織物技術員および土木管理 技術員の職務 ハ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う守衛の職務 ニ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う窯業手、農手、牧手、 船舶乗組員、飼育手、造園手、 河川手、監視員、給食員および 動物管理員の職務 ホ 相当の経験に基づき困難な業 務を行う庁務員の職務	23	22.5%	技術職員	23			
				計	23			
合計		102	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表（警察）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	57	18.2%	係員	57	108	34.4%	主事級
				計	57			
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	51	16.2%	係員	51	108	34.4%	主事級
				計	51			
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務	79	25.2%	係長 係員	27 52	79	25.2%	主査級
				計	79			
4 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 3 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	44	14.0%	課長補佐 警察署課長 係長 主査	8 2 17 17	105	33.4%	課長補佐級
				計	44			
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務	61	19.4%	課長補佐 警察署課長 係長	34 5 22	105	33.4%	課長補佐級
				計	61			
6 級	1 本庁の課長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	20	6.4%	本庁課長 参事 警察署課長	2 14 4	21	6.7%	課長級
				計	20			
7 級	1 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	1	0.3%	本庁課長	1	21	6.7%	課長級
				計	1			
8 級	1 本庁の部の副部長の職務 2 次長級に属する職の職務	1	0.3%	首席会計官	1	1	0.3%	次長級
				計	1			
9 級	1 本庁の部長の職務 2 部長級に属する職の職務	0	0.0%				0.0%	部長級
				計				
合計		314	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

警察職給料表（警察）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	巡査の職務	215	12.1%	巡査	215	485	27.4%	係員級
2 級	相当な知識または経験を必要とする業務を行う職務	270	15.3%	計	215			
				巡査長	270			
				計				
3 級	1 主任級に属する職の職務 2 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	344	19.4%	主任	191	344	19.4%	主任級
				巡査長	153			
				計	344			
4 級	1 係長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する主任級に属する職の職務	451	25.5%	係長	174	451	25.5%	係長級
				主任	277			
				計	451			
5 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する係長級に属する職の職務	310	17.5%	課長補佐	26	310	17.5%	課長補佐級
				警察署課長	35			
				係長	249			
6 級	1 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務 2 技能指導官の職務	114	6.4%	計	310	114	6.4%	
				次席	19			
				課長補佐	58			
7 級	1 課長級に属する職の職務 2 警視をもつて充てる職の職務	39	2.2%	副署長	5	39	2.2%	課長級
				警察署課長	27			
				技能指導官	3			
				係長	2			
				課長	7			
				次席	7			
室長	14							
署長	2							
副署長	6							
刑事官	2							
警務課付	1							
計	39							
8 級	1 参事官級に属する職の職務 2 相当困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	17	1.0%	参事官	12	17	1.0%	参事官級
				課長	2			
				署長	3			
9 級	部長級に属する職の職務	11	0.6%	計	17	11	0.6%	部長級
				首席参事官	5			
				警察学校長	1			
				署長	5			
	合計	1,771	100.1%	計	11			

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

研究職給料表（警察）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	相当の知識または経験を必要とする研究を行う職務	0	0.0%				0.0%	主事級
				計				
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする研究を行う職務	10	41.7%	係員	10	10	41.7%	主事級・主査級
				計	10			
3 級	1 試験研究機関の課長の職務 2 課長補佐級に属する職の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務	11	45.8%	課長補佐 係長 係員	3 7 1	11	45.8%	課長補佐級
				計	11			
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う課長補佐級に属する職の職務	3	12.5%	参事	3	3	12.5%	課長級
				計	3			
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う課長級に属する職の職務	0	0.0%				0.0%	課長級・次長級
				計				
合計		24	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます

等級および職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

医療職給料表（三）（警察）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 准看護師の職務 2 看護師見習の職務 3 保健師、助産師または看護師 の職務(地方公務員法第２８条 の５第１項に規定する短時間勤 務の職を占める職員が行う職務 に限る。)	0	0.0%				0.0%	主事級
				計				
2 級	1 保健師、助産師または看護師 の職務 2 困難な業務を行う准看護師の 職務	0	0.0%					
				計				
3 級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務 3 困難な業務を行う保健師、助 産師または看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護 師の職務	1	50.0%	係員	1	1	50.0%	主事級・主査級
				計	1			
4 級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 困難な業務を行う企画主査の 職務 3 困難な業務を行う主査級に属 する職の職務	0	0.0%				0.0%	主査級・課長補佐級
				計				
5 級	1 看護師長の職務 2 健康福祉センターの課長の職 務 3 困難な業務を処理する課長補 佐級に属する職の職務 4 特に困難な業務を行う企画主 査の職務	1	50.0%	係長	1	1	50.0%	課長補佐級
				計	1			
6 級	1 課長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する看護師 長の職務 3 困難な業務を処理する健康福 祉センターの課長の職務	0	0.0%				0.0%	課長級
				計				
7 級	1 病院の看護部長の職務 2 困難な業務を処理する課長級 に属する職の職務	0	0.0%					
				計				
合計		2	100.0%					

※職員数には再任用職員（短時間勤務含む）、臨時的任用職員を含みます